

# 親権・監護権に関するニュージーランド法令の調査報告書 概説

監修・執筆 小川富之（福岡大学法科大学院）

執筆・翻訳 梅澤彩（国立大学法人熊本大学法学部）

清末愛砂（国立大学法人室蘭工業大学大学院工学研究科）

2019年9月

## 1 ニュージーランドの法制度および家族法の概観

ニュージーランドは旧英連邦（現ブリティッシュ・コモンウェルス）の一員で、英米法系の国である。したがって、法制的には、コモン・ロー（Common Law）とエクイティー（Equity）を基礎としている。「1980年家庭裁判所法（Family Court Act 1980）」により1981年に家庭裁判所が創設され、離婚等の家事紛争解決の役割を担ってきた。離婚の問題に関しては、1970年代後半から1980年代にかけて国内で検討を重ねた結果、現在の制度の基礎を構築することとなった。その契機となったのは、王立委員会がまとめた報告書（Report of the Royal Commission on the Courts 1978）の中で、家族法と家事事件を解決するための手続を大幅に改正する必要性が指摘されたことであった。「1980年家事事件手続法（Family Proceeding Act 1980）」は、この報告書に基づく改正の最も重要なものの一つである。

ニュージーランドにおける離婚（divorce）の手続には、別居（separation）と婚姻解消（dissolution of marriage）の二つの段階がある。別居は、夫婦関係を解消し離婚へと進む際の心理的な準備段階であると考えられており、合意によるものと裁判所命令によるものがある。別居に際しては子の監護・教育、子との面会交流、扶養および夫婦財産に関する問題等についての取り決めをすることになっている。

「婚姻解消」という用語は、従来の「離婚」という用語に代わるもので、夫婦関係の法的な終了を意味するものである。婚姻解消を請求する手続は全て家庭裁判所が管轄する（家事第38条第1項）。したがって、ニュージーランドの家庭裁判所が管轄を有するには、少なくとも婚姻当事者の一方がニュージーランドにドミサイルを有している必要がある（家事第37条第2項）。婚姻解消の請求が認容されるためには、その婚姻が回復の見込みのない程度に破綻しているということが要求され、これが唯一の要件とされている（家事第39条第1項）。回復の見込みのない婚姻破綻の認定は、2年間の別居の事実により行われ、婚姻解消の請求時点で別居しており、その請求以前に2年間別居が継続していたことを法廷で証明することになる（家事第39条第2項）。これ以外の事実についての立証は必要とはされず、2年間にわたる有効な別居命令の存在、あるいは、書面であると口頭であるとを問わず別居に関する合意の存在が、訴訟において証拠として提示される（家事第

39 条第 3 項)。別居命令や別居の同意が存在しない場合には、当事者や当事者を知る第三者の宣誓に基づく証言が証拠として必要とされる。

当事者間で婚姻解消について争いのない場合の手続では、ディソリューション・オーダーにより婚姻が解消される(家事第 42 条第 1 項第 a 号)。この場合、上訴は認められない(家事第 174 条第 3 項)。ディソリューション・オーダーにより当事者の夫婦としての関係は即時に解消され、取消しは認められない。家庭裁判所は、婚姻解消の要件が満たされた場合には必ずディソリューション・オーダーを出さなければならない(1908 年家事事件手続規則第 39 条第 4 項)。ディソリューション・オーダーを出すに際し、子の日常の監護・教育およびそれに要する費用を含めて、子の最善の利益が実現されるよう当事者間で十分な取決めが為されるよう努めることが、裁判所により要求される(1908 年家事事件手続規則第 45 条第 1 項第 a 号)。ディソリューション・オーダーによって子の利益を損なうことのないよう配慮することが重要であると考えられているわけである。離婚当事者の利益・希望・合意等は、子の最善の利益に合致する必要がある、その合意は当該環境において、適切かつ最善のものでなければならないとされる。

外国法に基づいて離婚した当事者は、ニュージーランド法によって有効に婚姻が解消されたことの承認を申請しなければならない(家事第 27 条第 1 項第 b 号)。1980 年家事事件手続法では、当事者の一方が海外にドミサイルを有していると認められる場合には、海外での離婚がニュージーランドで承認されると規定されている(家事第 44 条第 1 項第 b 号)。学説上は、当事者がそれぞれ異なる国にドミサイルを有している場合には、いずれの国でも婚姻解消の手続を行うことが可能であると解されている。この場合当事者のいずれか一方だけによる婚姻解消請求の手続が開始するのを防ぐために、ニュージーランドでの訴訟の一時停止を求めることが認められている。

ニュージーランドの家族法に関連する法改正の動きは、ニュージーランド社会における家族や人間関係の変容に対応しようとしている努力の成果であると思われる。早い時期から 2004 年シビル・ユニオン法や 2004 年児童養育法(Care of Children Act 2004)といった時代を先取りするような立法がなされ、最近の注目すべきものとしては、例えば「2013 年婚姻(婚姻の定義)修正法(Marriage [Definition of Marriage] Amendment Act 2013)」が制定され、「婚姻法」2 条(婚姻の定義)以下の規定で婚姻の定義の修正がなされ、同性婚が承認された。また、離婚に際しての子の養育に関連する、後見や監護等について、「2013 年家事紛争解決法(Family Dispute Resolution Act 2013)」が制定され、夫婦関係解消に際しての子の養育に関する合意形成については、裁判外の諸手続を通じて、父母間の葛藤をできるだけ抑え、婚姻解消後に父母が協調・協力して子の養育に関わることができるような支援体制の構築が図られている。家庭内暴力も深刻な問題で、1995 年ドメスティック・バイオレンス法」も改訂され、「2018 年家庭内暴力法(Family Violence Act 2018)」が制定されている。

親子に関して、2004 年児童養育法は、父母の共同生活が破綻している場合の子の利益

の保障について規定している。この法律の基本原則として、子の福祉と最善の利益が常に最優先に考慮されなければならないと明記されている（2004 年児童養育法、以下「養育法」という、第 4 条）。ニュージーランド法における子の日々の養育（day-to-day care）・教育および子との面会交流（contact）は、未成年後見とは別なものとして位置づけられている。未成年後見は、子の日々の養育・教育の他に、子に影響を与えるような重要な問題についての決定権を含むと解されている（養育法第 16 条）。詳しくは、次で扱う。

（小川富之）

## 2 ニュージーランドにおける親権・監護権法制の概要

### (1) 親権・監護権に関連する法制度

ニュージーランドにおける家族に関する主要な制定法は次のとおりである。

「1955 年婚姻法（Marriage Act 1955）」

「1955 年養子法（Adoption Act 1955）」

「1969 年子の地位に関する法（Status of Children Act 1969）」

「1980 年家事事件手続法」

「1989 年児童福祉法（Oranga Tamariki Act 1989）」

「1991 年児童扶養法（Child Support Act 1991）」

「2004 年子の地位に関する修正法（Status of Children Amendment Act 2004）」

「2004 年児童養育法」

「2004 年シビル・ユニオン法（Civil Union Act 2004）」

「2004 年生殖補助技術法（Human Assisted Reproductive Technology Act 2004）」

「2013 年婚姻（婚姻の定義）修正法

（Marriage (Definition of Marriage) Amendment Act 2013）」

これらのうち、子の親権・監護権に係わる主要なものは、2004 年児童養育法である。また、同法では、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下、「ハーグ条約」という。）」にかかわる主要な規定を置いており、以下では、主にこの 2004 年児童養育法について解説する。

（梅澤彩）

### (2) 2004 年児童養育法の沿革および理念・目的

#### ① 2004 年児童養育法の沿革

この法律は、「1968 年後見法（Guardianship Act 1968）」を改正したものであり、「親（後見人）による共同養育の原則」および「子の最善の利益とその福祉を第一とすること」等を明示するものである。同法の成立・施行により、父母による共同養育（co-operative parenting）が推奨され、子の監護・養育等に関する文言も変更された（たとえば、“custody”が“day-to-day care”に、“access”が“contact”に改称された）。また、子の「養育命令」について、「子の日々の養育を行う者」、「子との面会交流を行う者」およびその内容等に関する詳細な規定が設けられた（養育第 47 条ないし第 57 条）。

さらに、子の妊娠から出生までの間に母と婚姻していない、あるいはシビル・ユニオンカップルまたはデ・ファクトカップル (de facto relationship) として同居していなかった子の父が、「1995 年出生、死亡、婚姻及び関係登録法」 (Births, Deaths, and Marriages Registration Act 1995) 第 9 条に基づき、子の出生を母とともに届出たことにより、自己に関する情報を登録された場合、子の後見人となることができる (養育法第 18 条) と規定するなど、多様な家族における子の後見・養育のあり方が認められるようになった。

## ② 2004 年児童養育法の理念・目的

この法律の理念および目的は、子の福祉と最善の利益を促進すること、子の養育や後見に関する適切な取決めの実現を図り、子の発達を促すこと、子の有する一定の権利を承認すること (養育法第 3 条、第 4 条) である。また、子の福祉と最善の利益に関する 6 つの原則として、①「子の安全の原則」 (後見人等からの暴力・心理的な抑圧等にさらされるリスクからの保護)、②「親の第一義的責任の原則」 (子の父母や他の後見人は子の養育に関して自主的な取決めを行うことが期待される)、③「協議と共同の原則」 (子の父母や後見人など子の養育に携わる者は、継続的に協議にかかわり、共同すべきである)、④「継続性の原則」 (子の養育や成長のための取決めにおいて継続性が重視される)、⑤「家族の絆の維持および強化の原則」、および⑥「アイデンティティの維持および強化の原則」 (子の文化・言語・宗教等のアイデンティティは守られ、強化されるべきである) を定めている (養育法第 5 条)。

(梅澤彩)

## (3) ニュージーランドにおける子の後見の概要

### ① 後見の法的性質

2004 年児童養育法により、後見の内容は、そのほとんどが子に対する義務であり、後見人は子の権利 (自己決定権) をできる限り尊重しなければならないことが明示された。ニュージーランドにおける後見は、子の養育に関する法律上の権利義務ではあるが、その性質は義務的権利と解されている (養育法第 15 条)。また、後見は、父母に専属的に帰属するものではなく、父母以外の者であっても子と密接な関係にある者で適任である者があれば同様の権利を認められることがあり、裁判所による後見等も認められている。

### ② 後見の内容および後見の帰属と行使

後見人が有する主な責任は、子の日々の養育、子の健全な生育の支援、子の人生における重大事項の決定およびその支援である (養育法第 16 条)。

子の父および母は、原則として、子の共同後見人 (joint guardian) となる (養育法第 17 条)。この場合、父母は血縁上の後見人 (natural guardian) と称される。子の母は常

に後見人となるが、父は、子の母がその子を懐胎した時から出産するまでの間に、子の母と婚姻またはシビル・ユニオン関係にあった場合等、一定の要件を満たす場合に子の後見人となることができる（養育法第 17 条、第 18 条）。また、子の母の配偶者等でない父は、家庭裁判所に子の後見人として指定するよう申し立てることができ、この場合、裁判所は子の最善の利益に反しないかどうかにつき審理した上で後見人として指定する（養育法第 19 条）。父母の子に対する共同後見は、2004 年児童養育法により、父母の離別、父または母の他の新しいパートナーとの共同生活開始で消滅するものではないとされている（養育法第 28 条）。

上述のように、子の父母が後見人となる場合がほとんどであるが、父母以外の後見人としては、遺言による後見人（養育法第 26 条）、父または母の新しいパートナー（養育法第 21 条ないし第 25 条）、家庭裁判所が指定した後見人（養育法第 27 条）等がある。

他には、子が養子縁組をした場合に父母の後見人としての地位が養父母に移行する（1955 年養子法第 16 条）と規定されている。

### ③ 後見の終了事由

後見は、子が 18 歳に達した時（ニュージーランドにおける法的な成人年齢は 20 歳）、子が婚姻関係またはシビル・ユニオン関係またはデ・ファクト関係に入るとき、家庭裁判所による後見人の解任（後見人の種類を問わない）、家庭裁判所による後見の剥奪等の事由により終了する（養育法第 28 条および第 29 条）。

（梅澤彩）

## (4) 2004 年児童養育法第 2 章第 4 節「国際的な子の奪取」

### ① 本節の目的と中央当局の役割

ハーグ条約に関する国内法制として、2004 年児童養育法の第 2 章第 4 節「国際的な子の奪取」（養育法第 94 条ないし第 124 条）が定められている。本節はハーグ条約をニュージーランド法上で履行することを目的（養育法第 94 条）の一つとしているため、主にはハーグ条約の内容に沿った規定により構成されている。

ニュージーランドではハーグ条約上の中央当局として、法務長官（Secretary for Justice、これは法務大臣とは異なるポジションである。）が指定されており（養育法第 100 条第 1 項）、法務省が国際的な子の連れ去りや留置に関する返還手続き等の実務を担っている。子の返還に関する問い合わせや返還のための申立てに関しては、法務省に連絡し相談することができる。

ニュージーランドから締約国への子の連れ去りや、締約国からニュージーランドへの子の連れ去りが生じたときの子の返還を求める申立てと、それらに対する中央当局の役割については、第 102 条と第 103 条で規定されている。とりわけ、締約国からニュージーラン

ドへの子の連れ去りに際し、中央当局が取るべき措置（子の所在地の発見、子の安全や自主的返還の確保、友好的解決等）の詳細は第 103 条第 3 項に列挙されている。

## ② ニュージーランドへ連れ去られた子の返還手続

ハーグ条約の締約国からニュージーランドへ連れ去られた子の返還手続に関するニュージーランド内の裁判管轄権は、家庭裁判所と地方裁判所に付与されている（養育法第 101 条）。ニュージーランドへ連れ去られた子の返還命令を求める申立てがこれらの裁判所になされた場合、審理の結果、申立ての根拠が立証されるときには返還命令が発令される（養育法第 105 条第 2 項）。これらの裁判所が返還命令の発令を拒否することができる根拠も併せて明記されている（養育法第 106 条第 1 項）。このなかで特徴的なのは、子の返還が人権と基本的自由に関するニュージーランド法の基本原理により認められないことがある点（同条同項第 e 号）が含まれていることである。その判断にあたり、裁判所は子の返還が①ニュージーランドにおける難民等の被保護者に関する国内法上の権利に相反するものとならないか否か（同条第 2 項第 a 号）、②国際人権規約（「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）が禁止する差別を生じさせることにならないか否かについて考慮することができる（同条第 2 項第 b 号）。

また、子の返還命令を求める申立てがされた場合は、それについての判断がなされるまでの間は、別途申し立てられた 2004 年児童養育法に基づく子の日々の養育役割に関する手続に対して、裁判所は命令や決定を出すことができない（養育法第 109 条第 1 項第 a 号）。

## ③ ニュージーランドからの子の連れ去りの防止

2004 年児童養育法は、ニュージーランドから故意に子を連れ去る行為等を防止するための規定を置いている（養育法第 77 条）。高等裁判所の裁判官、地方裁判所の裁判官、家庭裁判所の裁判官（不在の場合は高等裁判所と地方裁判所の登録官〔レジストラー〕）は、意図的な子の連れ去りがなされようとしている、またはそれが予想される場合には、その申立てに基づいて（同条 77 条第 2 項）、警察やソーシャル・ワーカーに対して、連れ去られようとしている子を保護し、適切な人物の養育下に置く許可書を出すことができる（同条第 3 項第 a 号）。また、連れ去られようとしている子または連れ去ろうとしている者、あるいは双方の渡航許可書やチケットの返還を命じることができる（同条同項第 b 号）。これらに加えて、上記の許可書の有無にかかわらず、別途連れ去りを防止するための命令を発することもできる（同条同項第 c 号）。ただし、この場合の命令は 16 歳以上の子に対しては特段の事情がない限り発令できない（養育法第 77 の A 条第 1 項）。

## ④ 処罰規定

2004 年児童養育法は、ニュージーランドの外への子の連れ去りに関する処罰規定（養育法第 80 条）を設けている。この規定は国際的な子の連れ去りを扱った第 2 章第 4 節のなかではなく、同章第 2 節「子どもの養育－取決めの作成及び紛争解決」のなかの「犯罪行為」に含まれている。

第 80 条によると、①2004 年児童養育法に基づいて子に関する手続きが係属している、または開始されようとしていることを知っている場合、②他の者に子の日々の養育役割を認める命令、またはその子との面会交流を認める命令が発令されていることを知っている場合、③日々の養育役割や面会交流に関する命令に服することを妨げる意図がある場合に、裁判所から許可を得ることなく子をニュージーランドの外に連れ出す行為、またはそうしようとする行為は犯罪とみなされ、裁判で有罪であると判断されると、2,500 ニュージーランド・ドル以下の罰金もしくは 3 月以下の禁固刑、またはそれらが併科される。

(清末愛砂)